

宮城県サッカー場内行為使用・占用使用（行政財産の目的外使用）取扱要綱

令和3年4月1日現在

1 行為使用

宮城県サッカー場内で実施される、物品等販売行為や写真撮影、TV撮影・ラジオ放送及び広告看板等の掲示、駐車場独占利用などについては宮城県の許可により実施することが可能です。

条 例 : 総合運動場条例 第十条

内 容 : 販売行為を行う場合や、イベント時の駐車場独占利用、TV撮影、広告等を実施する場合。

使 用 料 : 第十二条

区分	使用料の額	
販売	販売員1人1日につき	600円
業として行う写真撮影	写真機1台1日につき	500円
業として行う映画撮影	1日につき	34,700円
ラジオ放送	その他公園施設 1日につき	2,500円
テレビジョン放送	その他公園施設 1日につき	6,900円
独占利用	1平方メートル1日につき	4円
広告	1平方メートル1日につき	1,000円

2 占用（行政財産の目的外使用）

条 例 : 行政財産管理規則 第七条・第八条

内 容 : 販売や催事等で有料公園施設外（施設利用料金が設定されている建物以外の場所）に仮設工作物等を設置して土地等を一時使用する場合。

（屋外に販売用仮設テントの設置等を行う場合）

※ 販売や興業等の行為の実施のために、建物外にテント・プレハブ小屋・キッチンカー等を設置するような場合をいう。

使 用 料 : 宮城県所管課にお問い合わせください

< 販売関係の申請例 >

宮城県サッカー場（大会）イベント時の販売行為の場合

日数 : 2日、販売員 : 3名、内容 : 飲食物とスポーツ用品関係の販売

仮設テント : 屋外に3.55m×5.31m×2張り設置

申請 : 行為許可申請書・行政財産使用許可申請書

行為使用料 2日×3名×600円=3,600円

占用使用料 宮城県所管課にお問い合わせください

3 申請・使用料について

(1) 許可申請書提出期限

使用日の1か月前までに提出してください。

申請受理後、使用許可書と使用料の納入通知書を送付します。

(2) 使用料の納付

使用前日まで。使用料は前納となっています。利用前に指定の金融機関に納入してください。

4 使用料の免除

基本的に営利目的及び営業行為、商行為とみなす行為を実施する場合、減免はの対象になりません。

※ 公園施設内の行為・占用等については、指定管理者が宮城県に代わり行政許可手続きの代行を行っているもので、申請内容の打合せで不明な場合は宮城県企画部スポーツ振興課管理調整班までお問い合わせいただきたく存じます。

宮城県企画部スポーツ振興課 TEL 022-211-3156
FAX 022-211-3540